

中小企業省力化投資補助金交付規程 新旧対照表

改 定	現 行	備考
<p>中小企業省力化投資補助金交付規程 <u>改正 規程令●第 ●号</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 本規程において使用する用語は、経済産業省が策定する中小企業省力化投資指針において定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 補助対象者 別紙1に記載した者をいう。</p> <p>(2) 補助事業者 第9条の規定に基づく交付決定の通知を受けた補助対象者をいう。</p> <p>(3) 販売事業者 第5条の規定に基づく省力化製品の販売について登録を受けた者をいう。</p> <p><u>(4) 対象リース会社 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）の認定した、リース会社の共同申請スキームにおける第三者機関の確認を受けて、補助対象者と共同で交付申請を行うリース会社をいう（ファイナンス・リース取引を行うものに限る。）。</u></p> <p><u>(5) 補助事業者等 補助事業者、販売事業者及び対象リース会社をいう。</u></p> <p>(交付の目的)</p> <p>第3条 中小機構が基金を造成して行う本補助金は、中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等がIoT・ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を導入するための事業等に要する経費の一部を補助することにより、簡易で即効性がある省力化投資を支援し、中小企業等の労働生産性向上や賃上げを促進することを目的とする。</p> <p>(交付の申請)</p>	<p>中小企業省力化投資補助金交付規程</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 本規程において使用する用語は、経済産業省が策定する中小企業省力化投資指針において定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 補助対象者 別紙1に記載した者をいう。</p> <p>(2) 補助事業者 第9条の規定に基づく交付決定の通知を受けた補助対象者をいう。</p> <p>(3) 販売事業者 第5条の規定に基づく省力化製品の販売について登録を受けた者をいう。</p> <p><u>(4) 補助事業者等 補助事業者及び販売事業者をいう。</u></p> <p>(交付の目的)</p> <p>第3条 <u>独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）</u>が基金を造成して行う本補助金は、中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等がIoT・ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を導入するための事業等に要する経費の一部を補助することにより、簡易で即効性がある省力化投資を支援し、中小企業等の労働生産性向上や賃上げを促進することを目的とする。</p> <p>(交付の申請)</p>	

第6条 交付申請者は、販売事業者及び対象リース会社と共同で次条に定める方法による補助金交付申請時に中小機構が別途定める書類を、中小機構に提出しなければならない。

2 交付申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 販売事業者は、補助事業者に対する省力化製品の説明、導入及び運用方法の相談等のサポートを行うだけでなく、共同で行う補助金の次条に規定する交付申請等の事務局に提出する各種申請・手続きを行わなければならない。

4 対象リース会社は、補助事業者に対するファイナンス・リース取引に関わる省力化製品の供給を行うだけでなく、共同で行う補助金の次条に規定する交付申請等の事務局に提出する各種申請・手続きを行わなければならない。

（交付決定の通知）

第9条 中小機構は、第6条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式第1による補助金交付決定通知書を交付申請者及び対象リース会社に送付するものとする。

2 第6条第1項の規定による交付申請書が中小機構に到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、60日とする。

3 中小機構は、第6条第2項ただし書による交付の申請がなされた

第6条 交付申請者は、販売事業者と共同で次条に定める方法による補助金交付申請時に中小機構が別途定める書類を、中小機構に提出しなければならない。

2 交付申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 販売事業者は、補助事業者に対する省力化製品の説明、導入及び運用方法の相談等のサポートを行うだけでなく、共同で行う補助金の次条に規定する交付申請等の事務局に提出する各種申請・手続きを行わなければならない。

（交付決定の通知）

第9条 中小機構は、第6条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式第1による補助金交付決定通知書を交付申請者及び共同で申請を行った販売事業者に送付するものとする。

2 第6条第1項の規定による交付申請書が中小機構に到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、60日とする。

3 中小機構は、第6条第2項ただし書による交付の申請がなされた

ものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 中小機構は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

5 補助事業者等は、前項で付された条件及び別紙4「共同事業実施規約及び宣誓書」で宣誓した事項等に従い、補助事業を遂行するものとする。

なお、販売事業者及び対象リース会社は、本項の定めによるほか、第16条に規定する実績報告及び第25条に規定する事業実施効果報告について、補助事業の適正な遂行のために補助事業者へ必要な支援を行わなければならない。

(事故の報告)

第14条 補助事業者等は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合（補助事業者等のうちいずれかにおいて、破産、会社更生法の申立若しくは民事再生手続の申立が行われた場合を含む。）においては、速やかに様式第3による事故報告書を中小機構に提出し、その指示を受けなければならない。

(交付決定の取消し等)

第21条 中小機構は、第12条第1項第2号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第9条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者等が、法令、本規程又は本規程に基づく中小機構の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件に違反した場合
- (3) 補助事業者等が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適

ものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 中小機構は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

5 補助事業者等は、前項で付された条件及び別紙4「共同事業実施規約及び宣誓書」で宣誓した事項等に従い、補助事業を遂行するものとする。

なお、販売事業者は、本項の定めによるほか、第16条に規定する実績報告及び第25条に規定する事業実施効果報告について、補助事業の適正な遂行のために補助事業者へ必要な支援を行わなければならない。

(事故の報告)

第14条 補助事業者等は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合（補助事業者と販売事業者のうちいずれか一方について、破産、会社更生法の申立若しくは民事再生手続の申立が行われた場合を含む。）においては、速やかに様式第3による事故報告書を中小機構に提出し、その指示を受けなければならない。

(交付決定の取消し等)

第21条 中小機構は、第12条第1項第2号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第9条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者等が、法令、本規程又は本規程に基づく中小機構の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件に違反した場合
- (3) 補助事業者等が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適

<p>当な行為をした場合</p> <ul style="list-style-type: none"> (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合 (5) 申請内容の虚偽、同一内容の事業について国（独立行政法人等を含む。）が助成する他の制度（補助金、委託金等）との重複受給等が判明した場合 (6) 補助事業者等が、別紙3「反社会的勢力排除に関する誓約事項」に違反した場合 (7) 補助事業が完了する前に補助事業者同士の合併等により一の補助事業者が二重に補助金を受給している様な外形が作出された場合 (8) 補助事業者が、補助事業実施期間に限って、資本金の減資や従業員数の削減を行い、補助事業実施期間終了後に再度、資本金の増資や従業員数の増員を行うなど、専ら本事業の対象事業者となることを目的として、資本金、従業員数、株式保有割合等を変更していると認められた場合 (9) 補助事業者等が、補助事業完了期限日までに補助事業を完了しなかった場合 (10) 第5条第4項の規定に基づき省力化製品及び販売事業者の登録取消がなされた場合 (11) 補助事業者等が、第16条第1項に定める期限内に実績報告書を提出しなかった場合 (12) 補助事業者等が、第25条第1項に定める事業実施効果報告を行わなかった場合 (13) 第一号から第十二号の他、第3条の交付の目的に反する事由が生じた場合 <p>2 中小機構は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。</p>	<p>当な行為をした場合</p> <ul style="list-style-type: none"> (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合 (5) 申請内容の虚偽、同一内容の事業について国（独立行政法人等を含む。）が助成する他の制度（補助金、委託金等）との重複受給等が判明した場合 (6) 補助事業者等が、別紙3「反社会的勢力排除に関する誓約事項」に違反した場合 (7) 補助事業が完了する前に補助事業者同士の合併等により一の補助事業者が二重に補助金を受給している様な外形が作出された場合 (8) 補助事業者が、補助事業実施期間に限って、資本金の減資や従業員数の削減を行い、補助事業実施期間終了後に再度、資本金の増資や従業員数の増員を行うなど、専ら本事業の対象事業者となることを目的として、資本金、従業員数、株式保有割合等を変更していると認められた場合 (9) 補助事業者等が、補助事業完了期限日までに補助事業を完了しなかった場合 (10) 第5条第4項の規定に基づき省力化製品及び販売事業者の登録取消がなされた場合 (11) 補助事業者等が、第16条第1項に定める期限内に実績報告書を提出しなかった場合 (12) 補助事業者等が、第25条第1項に定める事業実施効果報告を行わなかった場合 (13) 第一号から第十二号の他、第3条の交付の目的に反する事由が生じた場合 <p>2 中小機構は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。</p>
--	--

3 中小機構は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号の規定による取り消しをした場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第17条第3項の規定を準用する。

5 中小機構は、第2項に基づく補助金の返還にあたり、補助事業者等の負担割合について、第1項の該当する事由に基づき定めることができるものとする。

(財産の管理等)

第22条 補助事業者及び対象リース会社は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者及び対象リース会社は、取得財産等について、様式第6による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

3 補助事業者及び対象リース会社は、当該年度に取得財産等があるときは、第16条第1項に定める実績報告書に様式第7による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。

4 中小機構は、補助事業者及び対象リース会社が取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付、担保に供する処分、廃棄等をいう。以下同じ。）することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を中小機構の指定する口座に納付させることがある。

5 前条第1項による交付決定の取消が行われた後であっても、前条第2項及び第5項により補助金の返還が販売事業者又は対象リース会社の側から行われた場合は、補助事業者は引き続き第1項の定めにより財産の管理に努めるものとする。

3 中小機構は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号の規定による取り消しをした場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第17条第3項の規定を準用する。

5 中小機構は、第2項に基づく補助金の返還にあたり、補助事業者と販売事業者との負担割合について、第1項の該当する事由に基づき定めることができるものとする。

(財産の管理等)

第22条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、様式第6による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第16条第1項に定める実績報告書に様式第7による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。

4 中小機構は、補助事業者が取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付、担保に供する処分、廃棄等をいう。以下同じ。）することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を中小機構の指定する口座に納付させことがある。

5 前条第1項による交付決定の取消が行われた後であっても、前条第2項及び第5項により補助金の返還が販売事業者の側から行われた場合は、補助事業者は引き続き第1項の定めにより財産の管理に努めるものとする。

(財産の処分の制限)

第23条 取得財産等のうち、施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき中小機構が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を準用する。なお、中小機構が別に定める場合には、その期間とする。

3 補助事業者又は対象リース会社は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第8による申請書を中小機構に提出し、その承認を受けなければならない。

4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

5 補助事業者又は対象リース会社は、前項の承認を受け、処分制限財産を処分した場合、承認通知書に記載がある書類を財産処分報告書とともに中小機構に提出するものとする。

6 補助事業者又は対象リース会社は、処分制限財産が災害により使用できなくなった場合若しくは立地上又は構造上危険な状態にある場合の取壊し又は廃棄を行った場合は、第3項の規定にかかわらず、財産処分報告書を中小機構に提出することにより、財産処分の承認を受けたものとみなすことができるものとする。

7 中小機構は、補助事業者又は対象リース会社が処分制限財産を処分するときは、納付通知書により、前条第4項に基づき当該処分制限財産に係る補助金額を限度として、指定する口座に納付させることができるものとし、補助事業者は当該納付命令にしたがって納付しなければならない。なお、当該処分については、補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて（平成16・6・10会課第5号）の各規定を踏まえ取り扱うものとする。

第27条 補助事業者等は、別紙3「反社会的勢力排除に関する誓約

(財産の処分の制限)

第23条 取得財産等のうち、施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき中小機構が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を準用する。なお、中小機構が別に定める場合には、その期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第8による申請書を中小機構に提出し、その承認を受けなければならない。

4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

5 補助事業者は、前項の承認を受け、処分制限財産を処分した場合、承認通知書に記載がある書類を財産処分報告書とともに中小機構に提出するものとする。

6 補助事業者は、処分制限財産が災害により使用できなくなった場合若しくは立地上又は構造上危険な状態にある場合の取壊し又は廃棄を行った場合は、第3項の規定にかかわらず、財産処分報告書を中小機構に提出することにより、財産処分の承認を受けたものとみなすことができるものとする。

7 中小機構は、補助事業者が処分制限財産を処分するときは、納付通知書により、前条第4項に基づき当該処分制限財産に係る補助金額を限度として、指定する口座に納付させることができるものとし、補助事業者は当該納付命令にしたがって納付しなければならない。なお、当該処分については、補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて（平成16・6・10会課第5号）の各規定を踏まえ取り扱うものとする。

第27条 補助事業者及び販売事業者は、別紙3「反社会的勢力排除

事項」について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附 則（規程令●第●号）

この規程は、令和●年●月●日から施行する。

別紙1 補助対象者となる事業者

様式第6 取得財産等管理台帳

様式第7 取得財産等管理明細表

に関する誓約事項」について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

別紙1 補助対象者となる中小企業等

様式第6 取得財産等管理台帳

様式第7 取得財産等管理明細表

中小企業省力化投資補助金交付規程 別紙 新旧対照表

改 定	現 行	備 考
別紙1 補助対象者となる <u>事業者</u> (略)	別紙1 補助対象者となる <u>中小企業等</u> (略)	別紙1
別紙4 共同事業実施規約及び宣誓書 補助事業者(以下「甲」という。)及び販売事業者(以下「乙」という。)は、独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)が実施する中小企業省力化投資補助事業に係る補助金(以下「本補助金」という。)の交付を受けるため、互いに以下の共同事業実施規約(以下「本規約」という。)に同意し、本規約に従って共同で補助事業を実施することとします。	別紙4 共同事業実施規約及び宣誓書 補助事業者(以下「甲」という。)並びに販売事業者(以下「乙」という。)は、独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)が実施する中小企業省力化投資補助事業に係る補助金(以下「本補助金」という。)の交付を受けるため、互いに以下の共同事業実施規約(以下「本規約」という。)に同意し、本規約に従って共同で補助事業を実施することとします。	別紙4
(略)	(略)	

第7条(ファイナンス・リース取引を伴う補助事業の扱い)

甲及び乙の実施する補助事業が、公募要領に定めるファイナンス・リース取引を伴う補助事業である場合は、本規約に定める次の各項号の適用については、本条の定めによるものとする。

2 第1条、第2条、第3条第2項及び第6条に規定する甲及び乙は、「補助事業者等」と読み替えるものとし、対象リース会社を含めるものとする。

3 第3条第1項に規定する甲は、「対象リース会社」と読み替えるものとする。

4 第5条に規定する交付決定の取消しに伴う補助金の返還については、第5条の規定にかかわらず、対象リース会社が補助金の返還を行うものとする。

以上

中小企業省力化投資補助金交付規程 様式 新旧対照表

改 定	現 行	備 考
<p>(様式第1)</p> <p>交付申請番号 番 号</p> <p>年 月 日</p> <p>補助事業者 法人番号 補助事業者名 販売事業者 法人番号 販売事業者名</p> <p>独立行政法人中小企業基盤整備機構 理事長 名</p> <p>中小企業省力化投資補助金 交付決定通知書</p> <p>(略)</p> <p>2. 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。 補助対象経費 金 円 補助金の額 金 円 ・補助事業実施期間は、次のとおりとします。 補助事業の開始日：交付決定年月日 補助事業完了期限日：○○○○年○○月○○日</p> <p>(略)</p>	<p>(様式第1)</p> <p>交付申請番号 番 号</p> <p>年 月 日</p> <p>補助事業者 法人番号 補助事業者名 販売事業者 法人番号 販売事業者名</p> <p>独立行政法人中小企業基盤整備機構 理事長 名</p> <p>中小企業省力化投資補助金 交付決定通知書</p> <p>(略)</p> <p>2. <u>補助事業に要する経費</u>、補助対象経費及び補助金の額は、次のと おりとします。 補助対象経費 金 円 補助金の額 金 円 ・補助事業実施期間は、次のとおりとする。 補助事業の開始日：交付決定年月日 補助事業完了期限日：○○○○年○○月○○日</p> <p>(略)</p>	

(様式第6)

取得財産等管理台帳

(略)

(注)

6. ファイナンス・リース取引を伴う補助事業にあたっては、中小企業者等及び対象リース会社の両者が本台帳を備え管理すること。

(様式第6)

取得財産等管理台帳

(略)

(様式第7)

取得財産等管理明細表(令和 年度)

(略)

(注)

6. ファイナンス・リース取引を伴う補助事業にあたっては、中小企業者等及び対象リース会社の両者が本台帳を備え管理すること。

(様式第7)

取得財産等管理明細表(令和 年度)

(略)